

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム エコーが丘運営規程

社会福祉法人陽光福祉会

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム エコーが丘運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、「社会福祉法人陽光福祉会」(以下「法人」という。)が設置する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム エコーが丘」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため必要な事項を定め、施設の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設の運営方針を次のとおり定める。

- (1) エコーが丘は、ユニット型の特性を生かした生活空間の中で、その人らしさを存分に発揮できるよう支援します。
- (2) エコーが丘は、人と人との繋がりを大切にし、利用者それぞれが豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりの暮らしを支えます。
- (3) エコーが丘は、医療機関、福祉団体などの社会資源との連携により、質の高いサービスの提供を目指します。

(施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム エコーが丘
- (2) 所在地 仙台市青葉区芋沢字横前1番地の2

(職員の配置)

第4条 施設に法令等に定めるところにより、管理者(施設長)を置くほか、必要な職員を置くものとする。

- (1) 管理者(施設長) 常勤1人(併設短期入所生活介護と兼務)
管理者(施設長)は、特別養護老人ホーム エコーが丘の業務を執行管理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 医 師 非常勤1人
医師は、入居者の健康管理、療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 常勤2人(併設短期入所生活介護と兼務)
生活相談員は、入居者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切にサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、医療機関等の他の機関との連携を行う。
- (4) 看護職員 常勤5人(併設短期入所生活介護及び通所介護事業所と兼務)
看護職員は、入居者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。

- (5) 介護職員 常勤40人

介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

- (6) 管理栄養士 常勤1人（併設短期入所生活介護と兼務）

管理栄養士は、入居者の栄養や心身の状況、嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行う。

- (7) 機能訓練指導員 常勤1人（併設短期入所生活介護と兼務）

機能訓練指導員は、入居者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。

- (8) 介護支援専門員 常勤1人

介護支援専門員は、入居者の課題分析を行うとともに、把握された高齢者の心身の状況に基づき、適切な指定介護老人福祉施設介護が提供されるよう、施設サービス計画を作成し継続的な管理を行う。

- (9) 事務職員 常勤4人（併設短期入所生活介護、通所介護及び居宅介護支援と兼務）

事務職員は、経理・介護報酬請求等施設における事務一般を行う。

（入居定員）

第5条 施設の入居定員は、80人とする。

（ユニットの数）

第6条 ユニット数は8ユニットとする。

- (1) 桜の郷（さくらのさと : 10人）
- (2) 梅の郷（うめのさと : 10人）
- (3) 杏の郷（あんずのさと : 10人）
- (4) 李の郷（すもものさと : 10人）
- (5) 柚の郷（ゆずのさと : 10人）
- (6) 桃の郷（もものさと : 10人）
- (7) 椿の郷（つばきのさと : 10人）
- (8) 藤の郷（ふじのさと : 10人）

（サービスの内容）

第7条 施設が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画担当介護支援専門員による施設サービス計画の作成
- (2) 入居者の体調に留意した入浴、清拭による清潔の保持
- (3) 入居者の尊厳、プライバシーに配慮した排泄の援助
- (4) その他の日常生活の世話
- (5) 入居者の嗜好に配慮した食事の提供及び栄養管理
- (6) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (7) 入居者の日常の健康管理

- (8) 入居者およびその家族に対する相談、助言等の援助
- (9) 貴重品の預かり、生活に必要な手続きの代行
- (10) 入居者の外出等の支援
- (11) その他レクリエーション、行事等サービスの企画提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護老人福祉施設の利用料金の額は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の1割(平成27年8月サービス分より該当する者は2割、平成30年8月サービス分から基準に該当する者は3割)と居住費、食費及び日常生活等に要する費用として「特別養護老人ホーム エコーが丘契約書別紙」(以下「契約書別紙」とする。)に定める利用料金の合計額とする。

- 2 施設は、前項に定める料金の徴収に際して、入居者又はその身元引受人(以下「入居者等」という)に対して当該サービスの内容及び費用についてあらかじめ説明を行い、書面により同意を得る。
- 3 施設は、入居者の要介護状態の区分に変更があった場合は、認定の有効開始年月日から契約書別紙に記載された該当する額に変更することができる。
- 4 入居者の経済的事項の変化により、介護保険標準負担限度額認定証の内容に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、その認定日からサービス利用料金を変更する事ができる。
- 5 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができる。
- 6 施設は、入居者等に対し介護保険給付体系の変更またはサービス体系に変更があった場合、入居者等に事前に通知した上でサービス利用料金を変更し、新たに利用料金表を作成する。入居者等が利用料金表の変更を承諾する場合、新たな料金に基づき作成された契約書別紙を施設と入居者等が互いに取り交わすこととする。

(施設サービス提供開始にあたっての留意事項)

第9条 施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者及びその家族に対し、施設の運営規程の概要、施設の職員の勤務体制その他サービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について同意を得るものとする。

(施設サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 施設サービス利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 2 入居者への面会は9:00～18:00を基本時間とする。但し、あらかじめ連絡があれば、それ以外の時間でも可能とする場合がある。
- 3 来訪者の宿泊は、当施設1階事務所にて申し込みを受け付け、本人居室内に宿泊が

可能である。その際、リネン使用料として別途費用が発生する。

- 4 施設からの外出・外泊は入居者等の申請により行うことができる。但し、入居者の体調不良等外出外泊が困難と認められる場合には施設から申請者にその旨連絡することとする。
- 5 入居者は施設内の器具設備の使用については、当該器具設備本来の用法に従い利用するものとする。
- 6 喫煙は、灰皿のある所定の位置（各ユニットテラス・1階ウッドデッキ）でのみとする。
- 7 他の入居者への迷惑行為を禁止する。
- 8 所持金品の管理は原則入居者とする。
- 9 施設内での宗教・政治活動等は禁止する。
- 10 居室内でのペットの飼育は禁止する。

（緊急時における対応方法）

第11条 職員は、入居者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者(施設長)に報告し、身元引受人に連絡をするとともに、24時間の連絡体制を確保している当施設看護師に連絡をし、病院や診療所等との連携により健康上の管理に関し必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 入居者が指定介護福祉施設サービスの提供により事故に遭遇した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに身元引受人及び緊急連絡先に連絡をする。

2 発生後、事故の原因を特定し再発防止に努めるとともにその経過について、管理者（施設長）から事故に遭遇した入居者等に報告する。

（非常災害対策）

第13条 管理者（施設長）は、非常災害の発生に備え、別に定める「特別養護老人ホーム エコーが丘消防計画」に基づいて年2回以上、入居者及び職員の避難救出訓練等を実施するとともに、災害防止と入居者の安全確保に努めるものとする。

（虐待防止のための措置）

第14条 施設は、施設内における虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずることとする。

- (1) 施設は、施設内における虐待防止のための指針を整備し、虐待の発生防止及び発生時の通報、改善対応等について職員に周知を行う。
- (2) 施設は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、以下の事項について検討する。

- ① 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (2) 施設は、上記(1)(2)に関する措置を適切に実施するため、施設長を担当者として設置する。

(緊急やむを得ない場合の身体拘束)

- 第15条 施設サービスの提供に当たり、原則身体拘束行為は禁止とする。しかし、入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合は実施することがある。
- 2 身体拘束が必要な場合、身体拘束予防委員会の合議にて決定され、委員長は入居者等に説明をし、同意を得なければならない。
 - 3 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 4 緊急やむを得ない場合とは、①切迫性（行動を制限しないと生命の危機に係わる場合）、②非代替性（他に代替方法がない）、③一時性（その身体拘束行為が一時的であること）、以上の3点の要件すべてに該当する場合を指す。
 - 5 施設は緊急やむを得ない身体拘束を行った場合には、その経過を詳細に把握し、身体拘束予防委員会を中心に多職種が協働し鋭意工夫を図ることで、早期の身体拘束解除を目指すものとする。身体拘束解除の決定は身体拘束予防委員会の合議の上、委員長が行う。

(職員研修)

- 第16条 施設は、職員に対し業務に必要な知識、技能の向上と資質の高揚を図るため、職員教育・研修の充実に努め必要な人的・物的環境の整備を図るものとする。特に、施設内事故の防止については、その重要性の認識と教育訓練の徹底を図る。

(守秘義務)

- 第17条 施設及び職員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た入居者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない
- 2 職員は、退職後も本条第1項を遵守しなければならない。
 - 3 介護福祉士等福祉専門職の養成の為に施設が受け入れた実習生については、施設の職員とみなして本条第1項を適用する。

(嘱託医・協力医療機関)

第18条 施設の嘱託医及び協力医療機関等は次のとおりとする。

(1) 施設嘱託医

嘱託医	三浦 良 (三浦りょう内科クリニック 院長)
所在地	仙台市青葉区栗生六丁目13-8
電話番号	022-302-3785
診療科	内科
施設回診日	毎週木曜日、その他緊急時はオンコール体制あり、随時往診体制あり

(2) 協力医療機関・協力歯科医院

病院名	仙台エコー医療療育センター
所在地	仙台市青葉区芋沢字横前1-1
電話番号	022-394-7711
診療科	小児科・内科・神経内科・整形外科・リハビリテーション科・歯科（協力歯科医院）
病院名	広瀬病院
所在地	仙台市青葉区郷六字大森4-2
電話番号	022-226-2661
診療科	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科
病院名	早坂愛生会病院
所在地	仙台市青葉区川内澱橋通38
電話番号	022-261-1611
診療科	内科・外科
病院名	泉病院
所在地	仙台市泉区長命ヶ丘2-1-1
電話番号	022-378-5361
診療科	脳神経外科、内科、神経内科

(個人情報の取り扱い)

第19条 施設は、介護福祉施設サービス提供上の記録、関係書類、その他個人情報については関係法令に基づき厳正に管理し、利用終了後5年間、施設内で保管することとする。保管期限終了後は確実に破砕処分し情報が漏洩しないようにする。

2 施設は、入居者の円滑な退所のための援助を行う場合、入居者等に関する情報を居宅介護支援事業者、医療機関等へ提供する際には、あらかじめ入居者等の同意を得ることとする。

(情報の記録管理及び開示)

第20条 管理者（施設長）は、関係法令に基づいて入居者の記録や情報を適切に管理

し、入居者等の求めに応じてその内容を開示する。

(苦情相談対応)

第21条 施設は、入居者等からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する入居者等の要望・苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

(退所の取り扱い)

第22条 次の各号に該当する場合、入居者は退所となる。

- (1) 入居者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- (3) 平成27年4月1日以後入居した者について、前号に定めるほか要介護認定により入居者の心身の状態が要介護1又は要介護2と認定され、国が定める特例入所要件に該当しないと判定された場合
- (4) 法人が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設が閉鎖した場合
- (5) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (6) 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (7) 地震等の自然災害によって、施設がサービスを提供できなくなった場合

(入居者からの退所申し出要件)

第23条 入居者は、その契約の有効期間中、退所することができる。この場合には、退所を希望する日の3日前までに施設に通知するものとする。

- 2 入居者等は、入居者が入院した場合に退所することができる。
- 3 入居者等は、通知された改正後の利用料金について同意できない場合、退所することができる。

(入居者からの通告期間を持たない退所要件)

第24条 入居者等は、施設もしくは職員が次の事項に該当する行為を行った場合には、通告期間(3日間)を持たずに退所することができる。

- (1) 施設もしくは職員が正当な理由なくこの契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 施設もしくは職員が守秘義務に反した場合
- (3) 施設もしくは職員が、故意又は過失により入居者等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(施設からの退所通告)

第25条 施設は、入居者等が次の事項に該当した場合には、7日前の通告を持って退所とすることができる。

- (1) 入居者等が契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 入居者等によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間(14日間)を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- (3) 入居者等が、故意又は重大な過失により施設又は職員もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、ハラスメント等を行うことなどによってサービス提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 入居者が連続して3か月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは3か月以上経過した場合

2 前項の規定による退所通告後、退所までに施設が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額入居者等の負担とする。

(退所に伴う援助)

第26条 入居者が施設を退所する場合には、希望により施設は入居者の心身の状況・置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な次の援助を入居者等に対して速やかに行うこととする。

- (1) 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設の紹介・入居者の介護サービスに必要な情報提供
- (2) 居宅介護支援事業所の紹介・入居者の退所後の介護サービスに必要な情報提供
- (3) その他生活上必要な関係機関への照会、入居者の施設入居中の情報提供

(施設の管理)

第27条 管理者(施設長)は、施設の建物、土地その他の諸施設を常に点検し、その維持管理と適正を図り、事故の未然防止に努めるものとする。

2 施設長は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

(地域交流)

第28条 施設は施設運営に当たって、積極的に地域社会との連携及び協力関係を確保するよう努めなければならない。

(損害賠償責任)

第29条 施設は、この契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべ

き事由により入居者等に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。併せて、第17条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。

- 2 施設は、前項の損害賠償責任を速やかに履行する。
- 3 入居者等は、この契約に基づくサービスの利用にともない、自己の責に帰すべき事由により施設に生じた損害について賠償する責任を負う。次の各号に該当する場合も同様とする。
 - (1) 契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (2) 入居者へのサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因し損害が発生した場合
 - (3) 入居者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (4) 入居者等が、施設もしくは職員の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(業務継続計画の策定)

- 第30条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施する、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い次に掲げる必要な措置を講ずる。
- 2 施設は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施すること。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(衛生管理)

- 第31条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、およびまん延しないように、次に掲げる必要な措置を講ずる。施設における感染症の予防及びまん延の防止のための委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 2 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 3 施設において、職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(委 任)

第32条 この規程で定める事項のほか、利用料金その他運営に関する事項については、社会福祉法人陽光福祉会理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。